

文学研究科 学位論文審査基準

修士課程

項 目	
①学位論文が満たすべき水準	修士論文は、当該専門分野における基本的知識を基にして、独自の研究課程を設定し、研究を遂行する基礎的能力を有することを示すものでなければならない。
②学位論文審査概要	修士の学位請求論文の審査は、その透明性・公平性を確保する観点から、文学研究科委員会の定める審査委員によって行うものとする。 1 審査委員の体制 審査委員は、指導教授を主査とし、当該学位請求論文に関連する授業科目担当教員を副査とする。ただし、必要あるときは、本大学院の他の研究科又は学部の教員を副査とすることができる。 2 学位請求論文の提出 修士の学位請求論文は1編とし、修士課程の在学年限内に指導教授を通じて文学研究科委員会に提出するものとする。 前項の学位請求論文は、3部を提出するものとする。 3 学位請求論文の審査期間 最終試験は、文学研究科委員会の定めにより、学位請求論文を中心とした試問の方法によって行うものとする。 4 審査の報告 修士の学位請求論文の審査並びに最終試験の結果は、文学研究科委員会の議を経た後、文学研究科長が学長に報告するものとする。
③審査項目	1. テーマの設定における問題意識の明確性や、自身の研究内容に合致していること。 2. 当該専門分野における基本的知識を基にした内容であること。 3. 資料・データが適切に収集・処理され、参考文献・参考資料等の引用が適切に行われていること。 4. 論旨が一貫しており、明確に結論が出されていること。 5. 結論において、独自の知見が加えられ、研究を遂行する基礎的能力を示すものであること。 6. 資料・データに改ざん等の不正な取り扱いが無いこと。
④審査方法	最終試験は、文学研究科委員会の定めにより、学位請求論文を中心とした試問の方法によって行うものとする。
⑤学位授与の要件	修士の学位は、本大学の大学院文学研究科修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

博士後期課程

項 目	
①学位論文が満たすべき水準	博士論文は、当該専門分野における幅広い知識を基にして、独立した研究者として、独創的な研究を遂行していく能力を有することを示すものでなければならない。
②学位論文審査概要	博士の学位請求論文の審査の透明性・公平性を確保する観点から、次のとおり基準を定める。 1 審査委員の構成 学位請求論文の審査を付託された文学研究科委員会は、学位請求論文の審査を行うため、審査委員会を設けるものとする。 審査委員会の構成は、指導教授を主査とし、当該学位請求論文に関連のある授業科目担当教員のうちから指名する2名以上の副査を加えて行うものとする。 必要があるときは、文学研究科委員会の議を経て、文学研究科の客員教員、兼任講師、他の研究科若しくは学部の教員又は他大学の大学院、学部若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。 2 学位請求論文の提出 学位を請求することができる者は、文学研究科委員会が専修大学大学院学則で定める修了の期日までに修了することができると認めた者で、同日まで在籍する見込みがあるものとする。 学位請求論文の提出は所定の学位申請願に、学位請求論文1編3部及び論文要旨3部を添え、指導教授を通じて、文学研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。 前項の学位請求論文は、製本したもの3部を提出するものとする。 学位を請求することができる期間は、本大学院の文学研究科博士後期課程に入学した時から9年以内とし、休学期間は、これに含めないものとする。この場合において、学位請求論文は、在学期間中に提出するものとする。 3 学位請求論文の審査期間 学位請求論文の審査は、当該学位請求論文を受理した日から、1年以内に終了するものとする。ただし、第13条第2項に規定する者については、文学研究科委員会の議決により、その期間を延長することができる。 4 審査委員会の審査報告 審査委員会は、学位請求論文の審査及び最終試験又は口頭試問の終了後、速やかに、学位請求論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験又は口頭試問の結果の要旨及びその成績に、学位を授与できるか否かの意見を添え、文学研究科委員会に、文書をもつて報告するものとする。 審査委員会は、前項の報告をした後、学位請求論文及び同項に規定する審査報告書を文学研究科委員会の委員の閲覧に供するため、1か月の期間を置くものとする。

項 目	
②学位論文審査概要	審査委員会が学位請求論文の審査の結果その内容が学位を授与するのに値しないと認めたときは、最終試験又は口頭試問を行わないことができる。この場合、審査報告者に評価に関する意見を記載することを要しない。
③審査項目	1. テーマの設定における問題意識の明確性や、自身の研究内容に合致していること。 2. 当該専門分野における幅広い知識を基にした内容であること。 3. 資料・データが適切に収集・処理され、参考文献・参考資料等の引用が適切に行われていること。 4. 論旨が一貫しており、明確に結論が出されていること。 5. 結論において、独自した研究者として、独創的な研究を遂行していく能力を示すものであること。 6. 資料・データに改ざん等の不正な取り扱いが無いこと。
④審査方法	最終試験は、当該審査委員会が学位請求論文を中心として、これに関連ある授業科目にわたり口頭試問により行うが、筆答試問を併せて行うことができる。
⑤学位授与の要件	博士の学位は、本大学院文学研究科の博士後期課程に3年以上在学し、博士課程所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。